

## 県税の賦課徴収等の事務に係る特定個人情報保護評価書（案）の概要

### 1 特定個人情報保護評価の趣旨

宮崎県では、県税の賦課徴収等の事務を行うために「税務電算トータルシステム」を使用しており、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しているため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）」第 28 条の規定に基づき、特定個人情報保護評価書を作成の上、評価書を公表している。

このたび、「税務電算トータルシステム」について、①毎年の税制改正対応のためのシステム改修によりシステム自体が複雑化、肥大化したこと②システムの複雑化によりシステムエラーが多く手計算等による確認や修正が必要になっていること③運用経費が年々肥大化傾向にあること④システム保守を行う技術者の確保が年々難しくなっていること等の理由により、「県税クラウドサービス」へシステムを入れ替えることとなった。

この「県税クラウドサービス」について、番号法第 28 条に基づき特定個人情報保護評価の再実施を行う必要がある。なお、全項目評価については、評価書を公表し、広く県民の意見を求め、必要な見直しを行った評価書（案）について、第三者点検を受けるものとされている。

このため、「県税の賦課徴収等の事務 全項目評価書（案）」（以下「評価書（案）」という。）を作成の上、この内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、県民の意見を募集し、必要な見直しを行った評価書（案）については、第三者点検（宮崎県個人情報保護審議会）を受けることとする。

### 2 評価書（案）の概要

#### I 基本情報

評価対象の事務の全体像を把握するための内容を記載。

事務の名称	県税の賦課徴収等の事務
事務の内容	課税管理業務、収納管理業務、滞納管理業務、納税者管理業務
対象人数	30 万人以上
システムの名称	県税クラウドサービス、国税連携システム（eLTAX）、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

#### II 特定個人情報ファイルの概要

評価対象の事務において取扱う特定個人情報ファイルについて、対象数、記録項目等の基本情報及び特定個人情報の入手・使用、取扱いの委託、提供、保管・消去等の取扱いプロセスを記載。

特定個人情報ファイル名	県税クラウドサービスデータベースファイル
対象となる本人の数	10 万人以上 100 万人未満
対象となる本人の範囲	納税義務者等（課税調査対象者含む）
主な記録項目	個人番号、内部番号、氏名、生年月日、住所、連絡先、国税関係情報、地方税関係情報、公金受取口座関係情報
保有開始日	令和 8 年 12 月 28 日
特定個人情報ファイルの取扱いの委託	県税クラウドサービスの保守・運用業務委託 自動車税（環境性能割・種別割）データエントリー業務委託 宮崎県税・総務事務所データ入力等業務委託 都城県税・総務事務所データ入力等業務委託 延岡県税・総務事務所データ入力等業務委託

特定個人情報の提供・移転	番号法第 19 条第 10 号に基づき、本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データを他都道府県に提供。 地方税法附則第 7 条第 5 項及び第 12 項に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例通知書（寄附金額及び住所、氏名等）を他自治体（都道府県及び市区町村）に提供。
特定個人情報の保管・消去	入退室管理をしている建物内で保管し、不要になったデータは消去。

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

「II 特定個人情報ファイルの概要」に記載した特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載。

特定個人情報の入手	対象者以外の情報や必要情報以外の情報を入手しないよう防止し、適切な方法での入手を実施する。特定個人情報は、入手の各段階で本人確認を行うことで正当性を確保する。入手した特定個人情報は、適切に保管し、不要な情報は削除する。
特定個人情報の使用	利用者 ID とパスワードによりシステム利用者の認証を行う。 アクセス権限の制御を行い、利用者の処理履歴についてアクセスログを取得し、定期的に分析を行う。
特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託契約書類において、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティ関連業務特記事項を明記し、秘密の保持、個人情報の保護、適正管理、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還、従業者への周知、実地調査等を定める。
特定個人情報の提供・移転	都道府県間の回送の記録を受信サーバーに保管する。 暗号化した上で決められた情報のみを提供するようシステムで制御されており、送信元及び送信先団体の間は閉域網である L G W A N を用いる。
特定個人情報の保管・消去	入退室管理をしている建物内で保管し、不要になったデータは削除する。

### IV その他のリスク対策評価書

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載。

自己点検	対象システムごとに毎年 1 回、または定期的実施。
監査	対象システムごとに定期的実施。
従業者に対する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、システム担当者に対する研修を実施。</li> <li>・税務初任者研修の際に、システムに関する事項を説明。</li> <li>・各県税・総務事務所を訪問し、運用状況等の調査を実施。</li> </ul>

### V 開示請求、問い合わせ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先及び問い合わせ先について記載。

宮崎県総務部税務課

### VI 評価実施手続

評価の範囲、県民の意見募集の方法等について記載。

評価の範囲	基礎項目評価書及び全項目評価書が義務付けられる。
意見募集の方法	全項目評価については、「宮崎県パブリック・コメント手続（県民意見募集手続）実施要項」に基づき、意見を募集する。